

令和 7 年度 高齢者肺炎球菌予防接種実施要領

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）等の規定に基づき、高齢者肺炎球菌予防接種を実施する。

2 実施者

観音寺市、三豊市

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

4 実施医療機関

別紙医療機関のとおり

5 対象者

- 過去に 23 価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外とする。
転入者は過去の接種歴が市にないので、予診票を送付してしまう場合がある。

(1) 接種日において、観音寺市又は三豊市に住民票のある 65 歳の者

（接種可能な期間：65 歳の誕生日前日～66 歳の誕生日前日）

例)昭和 36 年 3 月 31 日生まれの方の接種期間:令和 8 年 3 月 30 日～令和 9 年 3 月 30 日

(2) 接種時 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳 1 級を有する者）

6 接種方法、回数、接種量、ワクチン名

(1)実施医療機関での個別接種とする。

(2)1 回のみ

(3)23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンにて行い、接種量は 0.5ml、皮下または筋肉内接種

7 自己負担金

2,200 円を実施医療機関の窓口で徴収する。ただし、自己負担金が免除となる証明書類を持参した者は無料。

8 委託料の請求

(1)接種料は 1 件 8,400 円（ワクチン単価を含む）とし、請求額は次のとおりとする。

ア、自己負担金徴収者 1 件あたりの請求額

6,200 円【8,400 円－2,200 円（自己負担金）】

イ、自己負担金免除証明書類持参者 1 件あたりの請求額

8,400 円【8,400 円－0 円（自己負担金免除証明書類）】

ウ、接種不可委託料

2,910 円

接種不可については、医師が診察の結果、接種を見合わせた場合を接種不可とし、接種不可委託料を請求するものとする。予診票、検温等により接種を見合わせた場合は接種不可には該当しない。また、投薬、検査など保険医療を行った場合には、接種不可委託

料は請求できないものとする。

エ、医療機関の責に基づかない理由によりやむを得ずワクチンを廃棄するに至った場合には、双方誠意をもって協議するものとする。

(2)実施医療機関は、請求額を1月毎に集計し、翌月10日までに請求する。

なお、令和8年3月分の請求書については、請求日は令和8年3月31日と記入し、請求期日は令和8年4月10日までとする。

(3)提出書類は以下のとおりとする。

ア、高齢者肺炎球菌予防接種委託請求書

イ、予診票

ウ、自己負担金免除の場合は、その証明書類

- | | |
|--------------|----------------|
| 9 疾病の概要 | 「予防接種ガイドライン」参照 |
| 10 ワクチンの概要 | 「予防接種ガイドライン」参照 |
| 11 予防接種後の副反応 | 「予防接種ガイドライン」参照 |

12 予診

実施医療機関において、過去の接種歴がないことを必ず確認したうえで、問診、検温、視診、聴診等を接種前に行い、肺炎球菌の予防接種を受けることが適当でない者又は肺炎球菌の予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べること。

13 予防接種不適当者及び予防接種要注意者

(1)予防接種不適当者とは、予防接種を受けることが適当でない者を指し、以下のいずれかに該当する場合には接種を行ってはならない。

ア、明らかな発熱を呈している者

イ、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

ウ、当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

エ、その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2)予防接種要注意者は以下のとおりであるが、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

ア、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ、予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ、過去にけいれんの既往がある者

エ、過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全の者がいる者

オ、本剤の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

カ、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのある者

(過去5年以内に、肺炎球菌ワクチンを接種したことのある者では、本剤の接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現すると報告されている。)

14 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際に、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、自らの意思で希望し、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

15 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく補償を受けることができる。

16 副反応の報告

接種後に副反応を診断した場合、別紙様式1「予防接種後副反応疑い報告書」を、(独)医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課へFAXにて報告すること。(FAX 番号 0120-176-146)

17 肺炎球菌ワクチン予防接種済証の交付

実施医療機関は、肺炎球菌予防接種を行ったときは、予防接種を受けた実施年月日、実施医療機関名およびメーカー／ロットのところにワクチンロットナンバーのシールを貼って接種者にわたすこと。

18 長期療養者の特例

対象者であった間に、別表に掲げる疾患等の特別な事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、事情がなくなった日から1年間を経過するまでの間は定期接種対象者とする。

19 定期予防接種以外の予防接種実施の報告

65歳未満の定期接種対象者以外の者の肺炎球菌ワクチンの予防接種を行ったときには、別紙にて観音寺市健康福祉部健康増進課または三豊市健康福祉部健康課に報告すること。(2回目以降も含む)

20 関係書類の保管

被接種者の予診票は、担当課で5年間保管すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

高齢者肺炎球菌予防接種 定期以外接種者名簿

年 月分 接種者数 名

医療機関名

No.	住 所	氏 名	生年月日	年齢	接種年月日	接種回数	ワクチンの種類
1						回目	23価・20価・15価
2						回目	23価・20価・15価
3						回目	23価・20価・15価
4						回目	23価・20価・15価
5						回目	23価・20価・15価
6						回目	23価・20価・15価
7						回目	23価・20価・15価
8						回目	23価・20価・15価
9						回目	23価・20価・15価
10						回目	23価・20価・15価
11						回目	23価・20価・15価
12						回目	23価・20価・15価
13						回目	23価・20価・15価
14						回目	23価・20価・15価
15						回目	23価・20価・15価